

【 府民生活部、文化スポーツ部、教育委員会 】

件 名	文化資料等の相互利用について
<p>申立概要 【受理 28.1.22】</p>	<p>(1) 京都市視聴覚センターの運営委員会において、府が所蔵する映画等の資料について、同センターから貸与を申し出たが利用できなかったとの報告があった。こうした文化的資料（映像、音源、書籍、古文書等）の共用に障害があることについて、制約となる法律、事業の課題、改善の有無について調査願いたい。</p> <p>(2) 「京都教育映画配給社」が各自治体に対して、旧態依然とした映像を独占販売し、利用されないままストックされている。自治体の視聴覚資料の購入先が「京都教育映画配給社」に限定されている理由を調査願いたい。</p>
<p>確認事項 【通知 28.2.25】</p>	<p>(1) 府内自治体間における文化資料の相互利用について、府立総合資料館及び府京都文化博物館の取扱いを確認したところ、所蔵資料の毀損、散逸等を防ぐための制限があるが、貸与規程の範囲内での貸与は可能とされている。また、府立総合資料館所蔵の貴重書等については、デジタルアーカイブ化によるホームページでの公開も行われている。</p> <p>その他、府消費生活安全センターや教育委員会社会教育課が所蔵している視聴覚資料についても広く貸出が行われており、府内自治体との相互利用に制約はない。</p> <p>なお、申立てにある、京都市視聴覚センターから府に対し所蔵資料の貸与を申し出たが断られたという事実は、約2年前、同センターから府京都文化博物館に対し、市民への上映を前提に映画フィルムの貸与を申し出たが、貸与できなかったことを確認した。</p> <p>同博物館が所蔵する劇場用映画作品フィルムについては、近隣の映画館等の産業活動の妨げにならないよう配慮する必要があることなどから、日本映画製作者連盟との間で同博物館内に限り上映を許可し、外部貸与を行わない旨の契約が取り交わされている。</p> <p>(2) 視聴覚資料の購入先が「京都教育映画配給社」に限定されているとの申立てについて、同社から購入実績がある部局に確認したところ、同社以外にも複数の社から購入されており、購入先を同社に限定している事実はなかった。</p>